

騒音・振動に係る特定施設 等の取扱いについて

騒 音 規 制 法

振 動 規 制 法

福島県生活環境の保全等に関する条例

福島県振動防止対策指針

二本松市生活環境課

騒音・振動に係る特定施設等の取扱いについて

1 工場・事業場に関する騒音・振動の規制

工場及び事業場から発生する騒音・振動は、周辺の生活環境の保全を図ることを目的として、各種法令等により規制がされています。

そのため、著しい騒音・振動が発生する施設を指定地域に設置した場合、各種法令等に基づいた届出を行う必要があります。

また、指定地域ごとに遵守すべき規制基準が定められています。

2 各種法令等で定める騒音・振動発生施設

【騒音】

(1) 特定施設（騒音）

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、「騒音規制法」で定めるものをいいます（同法第2条第1項）。

(2) 騒音指定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、上記(1)の特定施設を除き、「福島県生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）で定めるものをいいます（同条例第61条第1項）。

【振動】

(3) 特定施設（振動）

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって、「振動規制法」で定めるものをいいます（同法第2条第1項）。

(4) 振動施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって、上記(3)の特定施設を除き、「福島県振動防止対策指針」で定めるものをいいます（同指針第2条第1項）。

3 届出の内容

(1) 届出の対象地域（指定地域）

① 特定施設

騒音規制法または振動規制法において市長が定める地域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（二本松市の規制地域の指定 昭和47年6月1日施行）

第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
--

→ 二本松市の用途地域内の地域が対象となります。

ただし、ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン、冷凍機の「騒音指定施設」を設置する際には、用途地域内の地域の場合でも県条例による届出が必要です。

② 騒音指定施設

福島県生活環境の保全等に関する条例の対象地域

→ 二本松市の用途地域以外の地域が対象となります。

③ 振動施設

福島県振動防止対策指針の対象地域

→ 二本松市の用途地域以外の地域が対象となります。

(2) 各種法令等で定める施設の種類……【別表1】

※県指針の定める振動施設については、届出の必要はありません。

(3) 規制基準一覧……【別表2】

規制基準は、原則として特定工場等(特定施設を設置する工場又は事業場)の敷地境界線上とします。

(4) 届出に係る一覧……【別表3】

(5) 届出添付書類 (できるだけ図面、表等を利用してください。)

- ① 特定施設(騒音指定施設)の配置図…施設の配置を明記したもので、変更の場合はその前後の配置を対照させたもの
- ② 特定施設(騒音指定施設)の仕様書
- ③ 特定工場等(騒音指定工場等)の見取図
- ④ 特定工場等(騒音指定工場等)付近の見取図…周囲 200m 以内の住居の状況を示したもの
- ⑤ 騒音(振動)レベルの計算書

(6) 届出書提出先 二本松市 市民部 生活環境課 環境衛生係 (TEL 55-5103)

	法令	指定地域	施 設 の 種 類	規制 基準	届出 一覧
特定施設(騒音)	騒音規制法(第2条第1項)	二本松市の用途地域 内の地域	別表1-1	別表2-1	別表3-1
特定施設(振動)	振動規制法(第2条第1項)		別表1-2	別表2-2	
騒音指定施設	福島県生活環境の保全等 に関する条例(第61条第1 項)	二本松市の用途地域 以外の地域	別表1-3	別表2-3	別表3-2
振動施設	福島県振動防止対策指針 (第2条第1項)		別表1-4	別表2-4	届出不要

【別表 1】各法令等で定める施設の種類

1 騒音規制法に係る特定施設

1	金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力が 22.5kw 以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
ヘ	せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機(といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
ホ	丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
ヘ	かな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造形機(ジョルト式のものに限る。)

2 振動規制法に係る特定施設

1 金属加工機 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。）
2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が 2.95kw 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力が 10kw 以上のものに限る。）
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳型造形機（ジョルト式のものに限る。）

3 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音指定施設

1 金属加工機 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。) (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。) (4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。) (5) 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。) (7) 鍛造機 (8) ワイヤフォーミングマシン (9) プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。) (10) タンブラー (11) 切断機(といしを用いるものに限る。)
2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
4 土石用、鉱物用、飼料・有機質肥料製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
5 織機(原動機を用いるものに限る。)
6 建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。) (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。)
7 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
8 木材加工機械 (1) ドラムバーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。) (3) 碎木機 (4) 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。) (5) 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。) (6) かなな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)
9 抄紙機
10 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
11 合成樹脂用射出成形機
12 鋳型製造機(ジヨルト式のものに限る。)
13 ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
14 ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
15 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)

4 福島県振動防止対策指針に係る振動指定施設

1 金属加工機 ア 液圧プレス（矯正プレスを除く。） イ 機械プレス ウ セン断機（原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。） エ 鍛造機 オ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。）
2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。）
6 木造加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。）
9 合成樹脂用射出成形機
10 鋳型造型機

【別表２】規制基準一覧

1 騒音規制法に係る規制基準 (単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間 7 時～19 時	朝・夕 6 時～ 7 時 19 時～22 時	夜 間 22 時～6 時	備 考
第 1 種区域	50	45	40	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域相当
第 2 種区域	55(50)	50(45)	45(40)	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 3 種区域	60(55)	55(50)	50(45)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域相当
第 4 種区域	65(60)	60(55)	55(50)	工業地域相当

(注 1) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲概ね50m以内の地域においては、()内の数値とする。

2 振動規制法に係る規制基準 (単位: dB)

時間区分 区域区分	昼 間 7 時～19 時	夜 間 19 時～7 時	備 考
第 1 種区域	60 以下 (55)	55 以下 (50)	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 2 種区域	65 以下 (60)	60 以下 (55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当

(注 1) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲概ね50m以内の地域においては、()内の数値とする。

3 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る工場等騒音規制基準 (単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間 7 時～19 時	朝・夕 6 時～ 7 時 19 時～22 時	夜 間 22 時～6 時	備 考
第 1 種区域	50	45	40	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域相当
第 2 種区域	55(50)	50(45)	45(40)	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域相当
第 3 種区域	60(55)	55(50)	50(45)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域相当 用途地域以外の地域
第 4 種区域	65(60)	60(55)	55(50)	工業地域相当
第 5 種区域	75(70)	70(65)	65(60)	工業専用地域

(注 1) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲概ね50m以内の地域においては、()内の数値とする。

4 福島県振動防止対策指針に係る振動の準拠基準 (単位: dB)

時間区分 区域区分	昼 間 7 時～19 時	夜 間 19 時～7 時	備 考
第 1 種区域	60 以下 (55)	55 以下 (50)	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居 専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	65 以下 (60)	60 以下 (55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専 用地域 用途地域以外の地域

(注 1) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲概ね50m以内の地域においては、()内の数値とする。

【別表 3】 届出に係る一覧

1 騒音（振動）規制法に係る特定施設の届出

No.	届 出	届 出 に 関 す る 条 件 等	提出期限
1	特定施設設置届出書 (様式第1)	特定施設(別表1-1, 1-2)を設置する場合 (特定施設が設置されていない工場・事業場のみ)	前 30 日
2	特定施設使用届出書 (様式第2)	当該地域が指定地域となった際、現にその地域に設置されている場合 当該施設が特定施設となった際、現にその施設が設置されている場合	後 30 日
3	【騒音】 特定施設の種類ごとの 数変更届出書 (様式第3)	特定施設の種類ごとの数が2倍を超える数になった場合 (種類ごとの数が減少する場合、届け出た数の2倍以内の場合は除く)	前 30 日
	【振動】 特定施設の種類及び 能力ごとの数(特定施 設の使用の方法)変更 届出書 (様式第3)	特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合 特定施設の使用開始時刻の繰り上げ、または使用終了時刻の繰り下げを 行う場合	
4	騒音(振動)の防止の 方 法 変 更 届 出 書 (様式第4)	騒音(振動)の増加を伴う場合	前 30 日
5	氏名等変更届出書 (様式第6)	氏名、名称、住所、所在地の変更があった場合	後 30 日
6	特定施設使用全廃届 出書 (様式第7)	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合	後 30 日
7	承継届出書 (様式第8)	届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は 借り受けた場合、あるいは相続又は合併があった場合	後 30 日

2 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音指定施設の届出

No.	届 出	届 出 に 関 す る 条 件 等	提出期限
1	騒音指定施設設置届出書（様式第14号）	騒音指定施設（別表1－3）を設置する場合 （騒音指定施設が設置されていない工場・事業場のみ）	前 30 日
2	騒音指定施設使用届出書（様式第14号）	上記の届出による施設が騒音指定施設となった際に使用を行う場合	後 30 日
3	騒音指定施設数変更届出書（様式第15号）	指定施設の種類の数が2倍を超える数になった場合 （種類の数が減少する場合、届け出た数の2倍以内の場合は除く）	前 30 日
4	騒音防止方法変更届出書（様式第16号）	騒音の増加を伴う場合	前 30 日
5	氏名等変更届出書 （様式第4号）	氏名等の変更があった場合	後 30 日
6	施設使用廃止届出書 （様式第5号）	騒音指定工場等に設置する指定施設のすべての使用を廃止した場合	後 30 日
7	承継届出書 （様式第6号）	届出に係る指定工場等に設置する指定施設のすべてを譲り受け、又は 借り受けた場合、あるいは相続又は合併があった場合	後 30 日

3 福島県振動防止対策指針に係る振動指定施設の届出

No.	届 出	届 出 に 関 す る 条 件 等	提出期限
1	（届 出 項 目 は あ り ま せ ん）		